

(教育研究上の目的)

第1条 東京大学文学部（以下「本学部」という。）は、人間の思想、歴史、言語、社会に対する真の理解を目指して、文献読解、資料分析、実験・調査といった基本的な方法論を身につけ、広く深い素養を獲得することを通じて、人類文化の継承と発展に寄与しうる人材を育成することを教育研究の目的とする。

(学科及び専修課程)

第1条の2 本学部に次の学科及び専修課程を置く。

人文学科

哲学、中国思想文化学、インド哲学仏教学、倫理学、宗教学宗教史学、美学芸術学、イスラム学、日本史学、東洋史学、西洋史学、考古学、美術史学、言語学、日本語日本文学（国語学・国文学）、中国語中国文学、インド語インド文学、英語英米文学、ドイツ語ドイツ文学、フランス語フランス文学、スラヴ語スラヴ文学、南欧語南欧文学、現代文芸論、西洋古典学、心理学、社会心理学、社会学

(専修課程の所属)

第2条 学生は、前条に定めるいずれかの専修課程に属するものとする。

2 転専修課程を願い出たときは、学年の初めに許可することがある。

3 転専修課程後の在学年数は、原則として2年以上とする。

(進学の資格)

第3条 教養学部から本学部へ進学するには、教養学部において所定の授業科目及び単位数を修得していなければならない。

(再入学・学士入学及び転学部)

第4条 東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第9条及び第10条に規定する再入学・学士入学及び転学部を志願する者の取扱については、別に定める。

(学期)

第5条 学期は、学部通則第4条第2項及び第3項により別に定められるところによる。

(授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表1に定める必修科目を履修しなければならない。その他任意に本学部における授業科目を履修することができる。

2 学生は、他学部及びグローバル教育センターの授業科目を履修することができる。

3 学部通則第14条の2、第14条の3、14条の5及び第16条の2の定めるところにより、外国の大学において修得した科目及び単位並びに外国の大学が行う通信教育において修得した科目及び単位については、別表2に定める専修課程必修科目又は必修科目以外の科目及び単位に相当する科目及び単位として認定することができる。

4 前項に定める専修課程必修科目に認定できる単位数は、6単位を超えないものとする。

(長期履修学生制度)

第7条 学部通則第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(単位)

第8条 授業科目は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(授業科目の発表)

第9条 授業科目は、学年の初めに発表する。

(履修科目の届出)

第10条 学生は、当該学年に履修しようとする授業科目を所定の期間内に、本学部長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしない授業科目は、履修することができない。

(単位の修得)

第11条 履修した授業科目の単位の修得は、試験により証明する。

2 試験の期日及び方法は、その都度発表する。

(卒業の資格)

第12条 本学部を卒業するためには、別表1に定める必修科目の単位を含めて76単位以上を修得しなければならない。

(課程修了の認定等)

第13条 本学部を卒業するにあたり、専修課程修了の認定を受けようとする者は、別表2に定める各専修課程の必修科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(卒業論文の提出)

第14条 卒業論文の提出期日は、学年の初めに発表する。

2 卒業論文の題目は、定められた期日までに当該専修課程主任教員に届け出なければならない。

(試験成績の評価)

第15条 試験の成績の評価は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

2 学部通則第14条の2、第14条の3、第14条の5及び第16条の2の定めるところにより、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験成績の評価については、前項の例によるほか、合格又は不合格とすることができる。

附 則

1 この規則は、昭和63年4月19日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

2 昭和63年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者に係る、第13条に規定する専修課程修了の認定を受ける場合に必要となる必修科目及び単位数の要件については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 平成15年3月31日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に進学又は入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の東京大学文学部規則第14条第2項の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成17年3月31日以前に文学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学文学部規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に文学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学文学部規則別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に文学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に文学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に文学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条、第1条の2、第2条、第6条、第12条、第15条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成30年3月31日までに本学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条、第1条の2、第2条、第6条第1項及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の人文学科については、平成30年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。

5 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[別表1](#)（各学科必修科目）

[別表2](#)（専修課程必修科目）

沿革

東京大学文学部規則

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

◆昭和26年07月10日 評議会可決

◇昭和28年11月17日

◇昭和32年03月19日

◇昭和34年03月17日

◇昭和35年01月26日

◇昭和36年09月19日

◇昭和37年09月25日

◇昭和39年02月18日

◇昭和39年03月17日

◇昭和40年04月01日

◇昭和41年04月01日

◇昭和42年04月01日

◇昭和43年05月02日

◇昭和44年04月15日

◇昭和46年04月01日

◇昭和47年04月01日

◇昭和48年04月01日

◇昭和49年04月01日

◇昭和50年04月01日

◇昭和52年04月01日

◇昭和53年06月27日

◇昭和54年04月01日

◇昭和54年04月17日

◇昭和55年04月01日

◇昭和56年05月19日

◇昭和58年04月01日

◇昭和59年04月01日

◇昭和63年04月19日

◇平成04年04月01日

◇平成05年04月01日

◇平成06年04月01日

◇平成07年04月01日

◇平成08年03月28日

◇平成10年04月01日

◇平成11年04月01日

◇平成12年04月01日
◇平成13年04月01日
◇平成14年03月29日
◇平成15年04月01日
◇平成15年04月18日
◇平成16年03月31日
◇平成16年10月12日
◇平成19年01月25日
◇平成19年01月30日
◇平成20年02月19日
◇平成21年03月31日
◇平成23年01月18日
◇平成23年06月01日
◇平成26年02月18日
◇平成27年02月17日
◇平成28年02月16日
◇平成30年03月20日
◇令和03年06月25日
◇令和05年09月25日
◇令和06年02月27日